令和４年３月 31 日版

猶予（納付の猶予・換価の猶予）の申請の手引

《労働保険料等の猶予制度》

労働保険料等をその納期限までに納付していない場合には、納付するまでの日数に応じて延滞金がかかるほか、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

ただし、労働保険料等を一時に納付することが困難な理由がある場合には、労働局に申請することにより、財産の換価（売却）や差押えなどが猶予される制度があります。

1　換価の猶予

労働保険料等を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある場合に、申請に基づいて差押財産の換価（売却）が猶予される制度です。

2　納付の猶予

災害、病気、事業の休廃業などによって労働保険料等を一時に納付することができないと認められる場合に、申請に基づいて納付が猶予される制度です。

《猶予の効果》

⇒換価の猶予が認められると･･･

①　既に差押えを受けている財産の換価（売却）が猶予されます。

②　差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、差押えが猶予（又は差押えが解除）される場合があります。

③　換価の猶予が認められた期間中の延滞金が免除されます。

⇒納付の猶予が認められると･･･

①　新たな差押えや換価（売却）などの滞納処分の執行を受けません。

②　既に差押えを受けている財産がある場合には、労働局に申請することによりその差押えが解除される場合があります。

③　納付の猶予が認められた期間中の延滞金が免除されます。

《手続の流れ》

猶予を受けるための要件の確認

①　換価の猶予（⇒４ページ）

労働保険料等を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、かつ、納付に対する誠実な意思を有すると認められる場合は、猶予を受けようとする労働保険料等の納期限から６か月以内の申請により換価の猶予を受けることができます。

②　納付の猶予（⇒25 ページ）

災害、病気、事業の休廃業などによって、労働保険料等を一時に納付することができないと認められる場合は、申請により納付の猶予を受けることができます。

申請書等の作成・提出

（換価の猶予の申請の場合⇒４ページ、納付の猶予の申請の場合⇒25 ページ）

「換価の猶予申請書」（換価様式第１号）又は「納付の猶予申請書」（猶予様式第１－２号）に、必要な書類を添付して、管轄の労働局に提出します。

○「換価の猶予申請書」の記載内容・・・・・・９ページ

○「納付の猶予申請書」の記載内容・・・・・・28 ページ

○「財産収支状況書」の記載内容・・・・・・13 ページ

○「財産目録」の記載内容 ・・・・・・・・・・・・18 ページ

○「収支の明細書」の記載内容・・・・・・・・・21 ページ

※　上記の様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/yuuyo.html

提出された申請書等の審査（⇒６ページ）

労働局では、提出された申請書及び添付書類の内容を確認して、猶予の許可・不許可や、猶予を許可する金額・期間などの審査を行います。

なお、申請書等の記載に不備がある場合は、一定期間内に補正していただく必要があります。

猶予が許可された場合（⇒６ページ）

猶予が許可された場合は、労働局から「猶予許可通知書」が送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおりに納付してください。

不許可となる場合（⇒６ページ）

一定の場合には、猶予が許可されないことがあります。この場合には、労働局から「猶予不許可通知書」が送付されます。

完納

労働保険料等の全額が納付された場合は、延滞金が免除されます。

猶予の取消し等（⇒７ページ）

一定の場合には、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されることがあります。なお、やむを得ない事情がある場合には、分割納付計画の変更や猶予期間の延長が認められることがあります。

Ⅰ　換価の猶予

1　換価の猶予を受けることができる場合

次の①から⑥に掲げる要件の全てに該当する場合は、換価の猶予を受けることができます。

① 労働保険料等を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。（※１）

② 納付について誠実な意思を有すると認められること。（※２）

③ 換価の猶予を受けようとする労働保険料等以外の滞納がないこと。

④ 納付すべき労働保険料等の納期限から６か月以内に**「換価の猶予申請書」**が管轄の労働局に提出されていること。

⑤ 納付を困難とする金額があること。

⑥ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること。（※３）

※１　「事業の継続を困難にするおそれがある」とは、事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においてもなお、労働保険料等を一時に納付することにより、事業を休止又は廃止させるおそれがある場合をいいます。

また、「生活の維持を困難にするおそれがある」とは、労働保険料等を一時に納付することにより、必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合をいいます。

※２「納付について誠実な意思を有すると認められる」とは、納付義務者がその労働保険料等を優先的に納付する意思を有していると認められることをいいます。

※３　次の①から③のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありません。

① 猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます。また、猶予を受けようとする労働保険料等以外に猶予を申請中又は既に猶予を受けている労働保険料等も含みます。）が 100 万円以下である場合

② 猶予を受ける期間が３か月以内である場合

③ 担保を提供することができない特別の事情（担保として提供することができる種類の財産（⇒11 ページ）がないなど）がある場合

２　猶予期間

換価の猶予を受けることができる期間は、１年（※）の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く労働保険料等を完納することができると認められる期間に限られます。

なお、換価の猶予を受けた労働保険料等は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※　換価の猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に管轄の労働局に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長２年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

３　申請のための書類

換価の猶予の申請をする場合は、次の書類を管轄の労働局（※１、２）に提出してください。

※１　労働保険事務組合の委託事業に係る換価の猶予の申請は、事務組合を通じて行ってください。

※２　第２種特別加入者が猶予を希望する場合には、当該希望者が属する特別加入団体が申請手続を行ってください。ただし、猶予の審査については、個々の一人親方等について行うこととなるため、猶予を希望する一人親方等の氏名等を記載した別紙（換価様式第１号－１）を、下記書類と併せて提出してください。

（１）猶予の審査のために必要となる書類

ア　猶予を受けようとする金額（※）が 100 万円以下の場合

○　「換価の猶予申請書」（⇒９～12 ページ）

○　「財産収支状況書」（⇒13～17 ページ）

イ　猶予を受けようとする金額（※）が 100 万円を超える場合

○　「換価の猶予申請書」（⇒９～12 ページ）

○　「財産目録」（⇒18～20 ページ）

○　「収支の明細書」（⇒21～24 ページ）

※　上記ア、イについて未確定の延滞金は含みません。

（２）担保の提供に関する書類

担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」（換価様式第 23 号）や担保の種類に応じて必要な書類（有価証券を担保とする場合は供託書正本、不動産等を担保とする場合は抵当権の設定のための書類など）を提出する必要があります

ので、詳しくは管轄の労働局（徴収担当）にお尋ねください。

なお、担保を提供する必要がない場合（⇒４ページの※３）には、提出は不要です。

４　提出された申請書等の審査

労働局では、必要な書類が提出されているか、必要な事項が記載されているかを確認し、換価の猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額、期間などの審査を行います。

（１）申請書等の補正

申請に当たって必要となる書類が提出されていない場合や、書類の記載に不備がある場合は、電話等により補正をお願いする場合があります。

なお、労働局から補正についての通知が送付された場合において、通知の送付を受けた日の翌日から起算して 20 日以内に補正されないときは、猶予の申請を取り下げたものとみなされますので、ご注意ください。

（２）申請内容の審査

申請者に対して、申請書や添付書類に記載された内容（一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細、財産の状況、収支の実績及び見込み等）について質問をしたり、帳簿書類等を確認させていただくことがあります。

※　換価の猶予の申請があった場合、又は換価の猶予が許可された場合であっても、その猶予を受けようとする労働保険料等について督促状がまだ送付されていないときには、督促状が申請者に送付される場合がありますのでご了承ください。

５　猶予が許可された場合

換価の猶予が許可された場合には、「換価の猶予許可通知書」が申請者に送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおりに、猶予を受けている労働保険料等を納付してください。

なお、労働局での審査の結果により、①申請書に記載された猶予を受けようとする金額の一部についてのみ許可される場合、②猶予を受けようとする期間よりも短い猶予期間により許可される場合、又は③申請書に記載された分割納付計画と異なる内容の分割納付計画により許可される場合があります。このような許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

６　不許可となる場合

次のいずれかに該当するときは、換価の猶予を許可することができません。

なお、猶予の不許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

①　猶予の要件（⇒４ページの１の①～⑥）に該当しないとき。

② 申請者について強制換価手続（※１）が開始されたとき、申請者である法人が解散したとき、申請者が労働保険料等の滞納処分の執行を免れたと認められるときなどにおいて、猶予を受けようとする労働保険料等を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

③ 申請者が、猶予の審査をするために労働局の職員が行う質問に対して回答せず、又は帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（※２）。

④ 不当な目的で猶予の申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき（※３）。

※１ 「強制換価手続」とは、滞納処分、強制執行、破産手続などをいいます。

※２ 「帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき」とは、具体的には、言動や行動で検査を承諾しない場合、検査に障害を与える場合、検査の対象から免れようとする場合などが該当します。

※３ 「申請が誠実にされたものでないとき」とは、猶予の申請が不許可又はみなし取下げとなった後に、同一の労働保険料等について再度猶予の申請がされたとき（猶予該当事実（⇒25 ページの１の①のア～オ）が生じたことにより納付の猶予を申請する場合などを除きます。）などが該当します。

納付の手続について

現金に納付書（※１）を添えて、金融機関（ゆうちょ銀行含む日本銀行歳入代理店）、管轄の労働局労働保険徴収課室又は管轄の労働基準監督署（※２）の窓口で納付してください。

※１ 納付書をお持ちでない方は、管轄の労働局又は監督署にご相談ください。

※２ 以下に該当する事業等は、労働基準監督署の窓口で納付することができません。

・労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託するもの

・雇用保険に係る保険関係のみ成立しているもの

など

7 猶予の取消し又は猶予期間の短縮

換価の猶予が許可された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されることがあります。

なお、猶予の取消し又は猶予期間の短縮を受けたことに不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

① 猶予を受けている者について、「６ 不許可 となる場合」（⇒６ページ）の②と同様の事情がある場合で、猶予を受けている労働保険料等を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

② 猶予を受けている労働保険料等を「換価の猶予許可通知書」により通知された分割納付計画のとおりに納付しないとき（※）。

③ 労働局長が行った担保の変更等の命令に応じないとき。

④ 猶予を受けている労働保険料等以外に新たに納付すべきこととなった労働保険

料等が滞納となったとき（※）。

⑤　偽りその他不正な手段により猶予の申請がされ、その申請に基づき猶予が許可されたことが判明したとき。

⑥　財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

※　猶予をしたときにおいて予見できなかった事実（猶予を受けている者の責めに帰することができない事実に限ります。）が発生した場合など、やむを得ない理由がある場合を除きます。やむを得ない理由がある場合には、管轄の労働局労働保険徴収課室へご相談ください。

換価様式第１号「換価の猶予申請書」の書き方

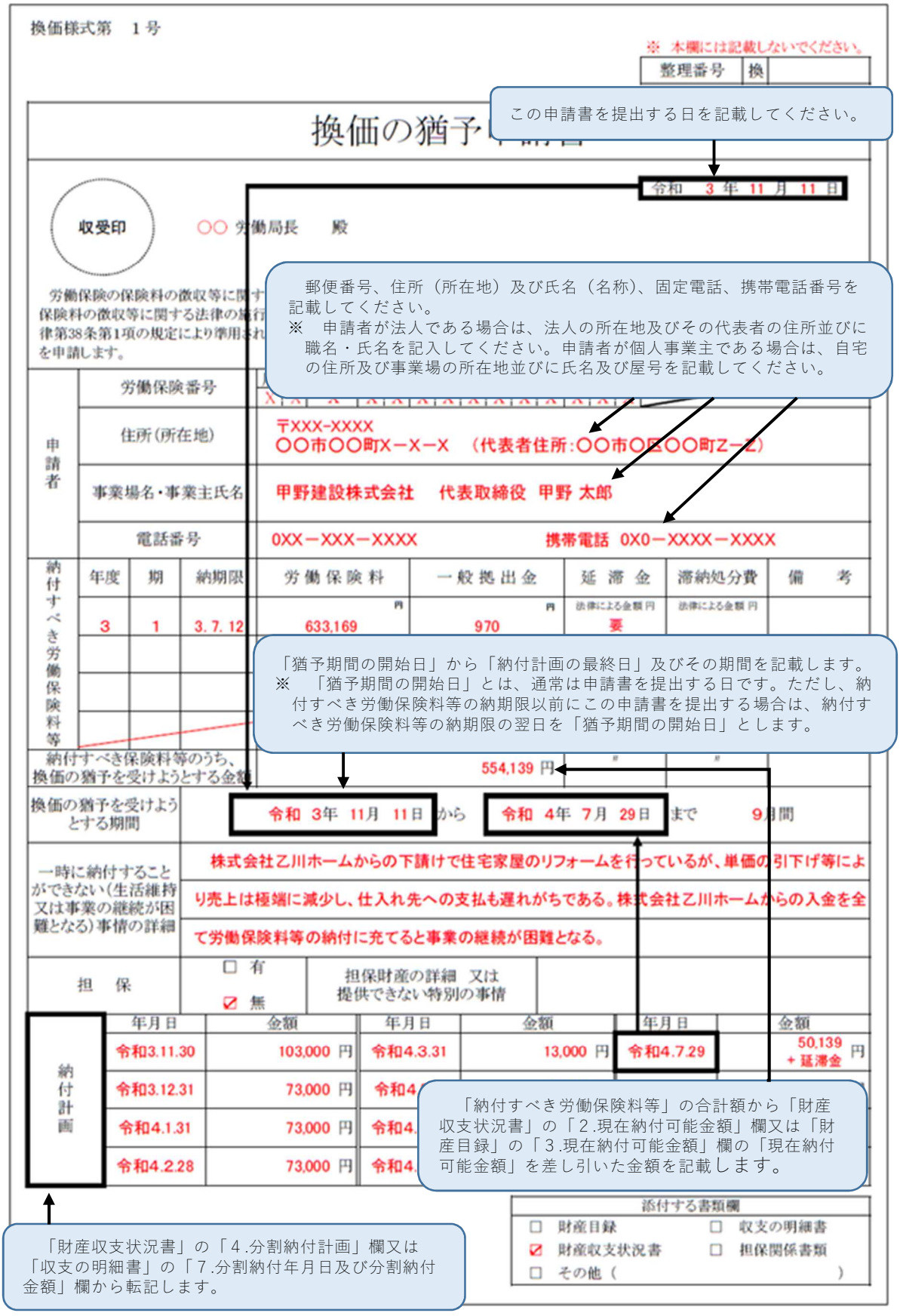

【記載内容】

1　「申請者」欄

労働保険番号、郵便番号、住所又は所在地（申請者が個人事業主の場合は自宅の住所及び事業場の所在地を、申請者が法人の場合は法人の所在地及び代表者の住所を記載してください。)、氏名又は名称（申請者が個人事業主の場合は屋号及び氏名を、申請者が法人の場合は法人名及び代表者の職名・氏名を記載してください。）及び固定電話・携帯電話の番号を記載してください。

※　複数の労働保険番号がある場合には、労働保険番号ごとに提出してください。

2　「納付すべき労働保険料等」欄

換価の猶予を申請するときに、未納となっている労働保険料等を記載します。ただし、期別が異なる場合には、期別ごとに申請してください。

なお、「延滞金」欄及び「滞納処分費」欄は、申請日時点において金額が確定している場合には記載します。未確定の場合には、「要」と記載してください。

※１　督促状による督促を受けるより前に換価の猶予を申請するときは、「延滞金」欄に「―」と記載します。

※２　追徴金が発生している場合には、「備考」欄に記載します。

※３　納付すべき労働保険料等の納期限以前に猶予の申請をする場合には、納期限の直近の収支状況等により審査をする必要があることから、納期限に近接した時期（例えば、延納した概算保険料について納期限以前に申請をする場合には、期別ごとに、その納期限に近接した時期）に申請してください。

3　「納付すべき労働保険料等のうち、換価の猶予を受けようとする金額」欄

「納付すべき労働保険料等」の合計額から「財産収支状況書」（⇒13 ページ）の「２．現在納付可能金額」欄の「現在納付可能金額」を差し引いた金額を記載します。

※　猶予を受けようとする金額（未確定の延滞金は含みません。）が 100 万円を超える場合には、「財産目録」（⇒18 ページ）の「３．現在納付可能金額」欄の「③現在納付可能金額（①－②)」を差し引いた金額を記載します。

4　「換価の猶予を受けようとする期間」欄

「猶予期間の開始日」から「納付計画の最終日」及びその期間を記載します。

※　「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日です。ただし、納付すべき労働保険料等の納期限以前にこの申請書を提出する場合には、納付すべき労働保険料等の納期限の翌日を「猶予期間の開始日」とします。

5　「一時に納付することができない（生活維持又は事業の継続が困難となる）事情の詳細」欄

労働保険料等を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持が困難となる事情を記載します。

（参考）記載例

運送業を営んでいるが、取引先の１つであったＣ株式会社の事業縮小のため、Ｃ株

式会社との契約が昨年 11 月をもって終了することとなった。C株式会社との取引は、売上の約 30%を占めていたため、資金繰りが急速に悪化した。現在は、事業に係る経費を節約するほか、家賃の安い住居に転居することにより、燃料費等の事業資金を捻出している状況である。今月の入金額を全て労働保険料等の納付に充てた場合には、事業資金の支払の捻出が厳しくなり、事業の継続が困難となる。

6　「担保」欄

猶予を受けようとする場合には､原則として担保を提供することが必要です｡ただし、次の①から③のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありませんので、「□無」にチェック（☑）を付けます。

①　猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます。）が 100 万円以下である場合（※）

※　この「猶予を受ける金額が 100 万円以下である場合」の判定は、換価の猶予申請時において、その猶予を受けようとする労働保険料等以外に猶予の申請中又は既に猶予を受けている労働保険料等があるときは、これらの労働保険料等の額を含めて行います。

②　猶予を受ける期間が３か月以内である場合

③　担保を提供することができない特別の事情（担保として提供することができるとされている種類の財産（※）を所有していないなど。）がある場合

※　担保として提供することができる主な財産は、次に揚げる財産等であり、この中からなるべく処分の容易なもので価額の変動のおそれが少ないものを選択してください。

1　国債及び地方債
2　社債その他の有価証券で労働局長が確実と認めるもの
3　土地
4　建物、立木及び登記・登録される船舶、飛行機、回転翼航空機、自動車、建設機械で保険に附したもの
5　鉄道財団、工業財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団
6　労働局長が確実と認める保証人の保証
7　金銭

7　「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄

担保として提供する財産の種類、数量、価額、所在等を記載します。

上記６の①又は②に該当する場合には、この欄に「―」と記載し、上記６の③に該当する場合には、その担保を提供することができない特別の事情を記載します。

8　「納付計画」欄

「財産収支状況書」（⇒13 ページ）の「４.分割納付計画」欄から転記します。

※　猶予を受けようとする金額（未確定の延滞金は含みません。）が 100 万円を超える場合には、「収支の明細書」（⇒21 ページ）の「７.分割納付年月日及び分割納付金額」欄の「納付年月日」欄及び「⑤分割納付金額（①＋②＋③－④）」欄を転記します。

（参考）　１年以内に完納が見込まれない場合の取扱い

猶予を受けようとする労働保険料等の完納までに要する期間が１年を超えると認められる場合においては、１年間について換価の猶予を行うものとします。この場合において、その納付が１年を超える部分の労働保険料等は、猶予期間の最終日に納付予定としておくものとします。

なお、猶予を許可された場合であって、現実に１年以内に完納することができないと見込まれる場合には、おおむね猶予期限の１か月前までに「換価の猶予期間延長申請書」（換価様式第 13 号）を提出してください。

※　記載方法や必要な添付書類については、換価の猶予を申請する場合と同様です。

換価の猶予を受けようとする期間	令和 3年 11月 11日 から 令和 4年 11月 10日 まで 12月間					
一時に納付することができない（生活維持又は事業の継続が困難となる）事情の詳細	株式会社乙川ホームからの下請けで住宅家屋のリフォームを行っているが、主要取引先から の受注が極端に減少し、仕入れ先への支払も遅れがちである。株式会社乙川ホームからの入金 を全て労働保険料等の納付に充てると事業の継続が困難となる。					
担　保	□ 有 ☑ 無	担保財産の詳細 又は 提供できない特別の事情				
納付計画	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
	令和3.12.31	73,000 円	令和4.5.2	23,000 円	令和4.8.31	73,000 円
	令和4.1.31	73,000 円	令和4.5.31	73,000 円	令和4.9.30	73,000 円
	令和4.2.28	73,000 円	令和4.6.30	43,000 円	令和4.10.31	73,000 円
	令和4.3.31	73,000 円	令和4.8.1	73,000 円	令和4.11.10	831,139 ＋ 延滞金 円

「換価の猶予受けようとする金額」から、「令和 3.12.31～令和 4.11.10」の分割納付金額の合計額を差し引いた金額を記載してください。

9　「添付する書類欄」

ア　換価の猶予を受けようとする金額（※）が 100 万円以下の場合

「□財産収支状況書」にチェック（☑）を付けます。

イ　換価の猶予を受けようとする金額（※）が 100 万円を超える場合

「□財産目録」及び「□収支の明細書」にチェック（☑）を付けます。

※　上記ア、イについて未確定の延滞金は含みません。

ウ　担保を提供する場合

「□担保関係書類」にチェック（☑）を付けます。

「財産収支状況書」の書き方

換価様式第　２号

収受印

財　産　収　支　状　況　書

「猶予申請書」を提出する日を記載してください。

令和　３ 年　11 月　11 日

1.住所・氏名等

住　所 （所在地）	〒XXX-XXXX 〇〇市〇〇町X－X－X	事業場名・ 事業主氏名	甲野建設株式会社　代表取締役　甲野 太郎

2.現在納付可能金額

現金及び預貯金等	預貯金等の種類	預貯金等の額	納付可能金額	納付に充てられない事情
現　　金		80,000 円	80,000 円	□運転
〇〇銀行〇〇支店	普通	70,000 円	0 円	☑運
〇〇信用金庫〇〇支店	当座	120,000 円	0 円	☑運
		円	円	□運
	現在納付可能金額		80,000 円	

この金額は、直ちに納付に充てることができる金額です。
「猶予申請書」の「納付すべき労働保険料等」の合計額からこの金額を差し引いた金額を「納付すべき保険料等のうち、換価の猶予を受けようとする金額」欄に記載します。

3.今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）

区　分		見込金額
収入	売上、給与、報酬	1,590,000 円
	その他（　　）	円
		円
①収入合計		1,590,000 円
支出	仕入	760,000 円
	給与、役員報酬	420,000 円
	社会保険料等	50,000 円
	家賃等	70,000 円
	諸経費	60,000 円
	借入返済	85,000 円
	生活費（扶養親族　　人）	
②支出合計		1,445,000 円
③納付可能基準額 （ ① － ② ）		145,000 円

4.分割納付計画

月	分割納付金額	備　考
11 月	103,000 円	貸付金回収による入金（30,000円）
12 月	73,000 円	
1 月	73,000 円	
2 月	73,000 円	
3 月	13,000 円	電気設備定期点検費用（60,000円）
4 月	73,000 円	
5 月	23,000 円	自動車税の納付（50,000円）
6 月	73,000 円	
7 月	50,139 円 ＋ 延滞金	
月	円	

「猶予申請書」の「納付計画」欄に転記します。

「③納付可能基準額（①　－　②）」欄に記載した金額を記載します。ただし、納付可能基準額よりも増額又は減額した金額により納付する場合には、その金額を記載し、「備考」欄に増減理由を記載します。

【備考】
左記③納付可能基準額から令和3年2期分の分割納付資金として、72,000円を控除した。

5.財産等の状況

（1）売掛金・貸付金等の状況

売掛先等の名称・住所		売掛金等の額	回収予定日	種類	回収方法
株式会社乙川ホーム	〇〇市〇〇町X－X	1,600,000 円	3・11・25	売掛金	振込み
		円	・　・		
		円	・　・		

（2）その他の財産の状況

不動産等	資材置き場用土地1筆（〇〇市〇〇町X－X－Y）	国債・株式等	
車両等	事業用車両1台（ミニバン「大阪535ら・・・X」ローン有）	その他 （保険等）	

（3）借入金・買掛金の状況

借入先等の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了（支払）年月	追加借入の可否	担保提供財産等
〇〇銀行〇〇支店	11,000,000 円	70,000 円	1X年 3月	可・(否)	土地1筆（〇〇市〇〇町X－X－Y）
〇〇リース株式会社	900,000 円	15,000 円	X年 4月	可・(否)	

※　各欄に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載して提出してください。

【記載内容】

1　「２.現在納付可能金額」欄

猶予申請書を提出する日現在において、直ちに納付することができる金額を計算します。

ア　「現金及び預貯金等」欄には、申請書を提出する日現在の預貯金等がある金融機関等の名称・支店名、上場株式などの売却が容易な財産の名称・数量を記載します。

イ　「預貯金等の種類」欄には、預貯金その他短期間に現金化して納付に充てることができる財産について、普通・当座・定期・貯蓄預金等、生命保険、国債・株式等の種類を記載します。

ウ　「預貯金等の額」欄には、申請書を提出する日現在の自宅や事務所等に保管している手持ち現金及び預貯金等の金額を記載します。

エ　「納付可能金額」欄には、納付することができる金額を記載します。

オ　「納付に充てられない事情」欄には、預貯金等の額のうち、納付に充てられない事情がある場合に、当てはまる事情にチェック（☑）を付けます。

・　「□運転資金」には、申請書を提出する日からおおむね１か月以内（以下「計算期間」といいます。）（※）の事業に係る支出（下記２のイ①）に充てる必要があるときにチェックを付けます。

・　「□生活費」には、納付義務者が個人事業主である場合で、計算期間（※）に支出する生活費（下記２のイ②）に充てる時にチェックを付けます。

・　「□その他」にチェックを付けた場合には、その事情を〔　〕内に具体的に記載します。

※　申請書を提出する日から１か月以内において、最も資金手当てが必要となる日までの期間とすることができます。

なお、収入などの状況により、計算期間を超える期間のために資金手当てをしておかなければ事業の継続又は生活の維持が困難となるときは、その所要資金の額も対象とすることができます。

カ　「現在納付可能金額」欄には、「納付可能金額」欄の合計額を記載します。

「現在納付可能金額」欄の金額は、直ちに納付に充てることができる金額であるため、できるだけ速やかに納付してください。

なお、納付がない場合は、猶予が不許可となることがありますので、ご注意ください。

2　「３.今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄

猶予期間中における月単位の平均的な収入及び支出の見込金額を記載します。

この欄で計算した「③納付可能基準額（①―②）」を基に「４.分割納付計画」欄を記載します。

ア　「収入」欄

売上収入その他の経常的な収入を全て記載します。

（納付義務者が個人事業主の場合には、給与収入や報酬も含めて記載します。）

イ　「支出」欄

①　事業に係る支出

仕入、給与、役員給与（人件費）、社会保険料等、家賃等、諸経費、借入金返済その他の支出（※）を記載します。

なお、これらの支出は、事業の継続のために真に必要と認められるものに限られるため、例えば、次に挙げられるようなものは認められないことに留意してください。

・　不要不急の財産の取得のための支出
・　期限の定めのない債務の弁済のための支出

※　減価償却費など、実際に支払いを伴わない費用などは「支出」に該当しません。

また、供与、報酬などの支出の見込金額は、源泉徴収する所得税、社会保険料等を差し引いた金額を記載してください。

②　生活費（納付義務者が個人事業主の場合のみ）

納付義務者及び納付義務者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、次のＡ又はＢのいずれかの方法により計算した金額を記載します。

なお、納付義務者及び納付義務者と生計を一にする配偶者その他の親族の中に生活費を負担している人がいる場合には、その人の負担額を次のＡ又はＢのいずれかの方法により計算した金額から減算します。

Ａ　納付義務者及び納付義務者と生計を一にする配偶者その他の家族の生活費について、㋐納付義務者本人を 100,000 円、㋑生計を一にする配偶者その他の親族１人につき 45,000 円、㋒手取り額（直近１月分の給与収入から源泉所得税、地方税及び社会保険料等を差し引いた金額です。）から㋐及び㋑を差し引いた金額の 100 分の 20 に相当する金額（又は㋐及び㋑の合計額の２倍に相当する額のいずれか少ない金額）の合計額（以下「生活費基準額」といいます。）。

なお、納付義務者及び納付義務者と生計を一にする配偶者その他の親族の年齢、所有資産、健康状態などの事情を勘案して、養育費、教育費、治療費など生活の維持のために必要不可欠な支出として、生活費基準額を超える金額の生活費を見込む必要がある場合には、必要最低限の所要資金の額を生活費基準額に加算することができます。

Ｂ　実際に支払った食費、家賃、水道光熱費などの金額を具体的に把握している場合は、それらの金額のうち、生活費として通常必要と認められる金額を積算した金額。

なお、生活費をＡの方法により計算した場合には、下記の記載例のように、生活費基準額の計算式のほか、生活費基準額への加算又は減算の理由について「【備考】」欄に記載します。Ｂの方法により計算した場合には、その積算した食費、家賃、水道光熱費などの金額の内訳を「【備考】」欄に記載します。

（参考）　「【備考】」欄の記載例

個人事業者の報酬が 35 万円、４人家族（納付義務者本人、妻、子２人）の場合

納付義務者は、妻及び子２人を扶養しているが、妻にはパートによる給与収入が月５万円程度ある。また、納付義務者は、病気のため定期的に通院しており、月 15,000 円程度の医療費を支払っている。

【備考】
㋐100,000円 ＋ ㋑（45,000円 × ３人） ＝ ⓐ235,000円
（本人の生活費） （生計を一にする親族の生活費）

ⓐ235,000円 ＋ ㋒｛（350,000円 － ⓐ235,000円）× 20／100｝ ＝ ⓑ258,000円
（手取り額） （生活費基準額）

ⓑ258,000円 ＋ 15,000円 － 50,000円 ＝ 223,000円
（医療費） （妻の給与収入） （生活費）

３ 「４.分割納付計画」欄

「３.今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額)」欄の「③納付可能基準額（①－②)」を基に具体的な納付計画を記載します。記載した納付計画は、換価の猶予申請書（⇒９ページ）又は納付の猶予申請書（⇒28 ページ）の「納付計画」欄に転記します。

ア 「月」欄

原則として、猶予期間中の全ての月を記載します。

イ 「分割納付金額」欄

猶予期間中の各月における納付金額は、「３.今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額)」欄の「③納付可能基準額（①－②)」に記載した金額とします。ただし、臨時的な収入または支出がある月において、納付可能基準額よりも増額又は減額した金額により納付する場合には、その増額又は減額した金額を記載します。

ウ 「備考」欄

臨時的な収入又は支出により、「４.分割納付計画」欄の金額を納付可能基準額よりも増額又は減額した金額としている月について、その増額又は減額した理由を記載します。

（参考） 「備考」欄の記載例

臨 時 的 な 収 入	臨 時 的 な 支 出
・中古車売却による収入（ＸＸＸ,ＸＸＸ円） ・借入による入金（ＸＸＸ,ＸＸＸ円） ・貸付金回収による入金（ＸＸＸ,ＸＸＸ円）	・製造用機械買換えによる支出（ＸＸＸ,ＸＸＸ円） ・家屋の修繕費（ＸＸＸ,ＸＸＸ円） ・固定資産税第Ｘ期分納付（ＸＸＸ,ＸＸＸ円）

４ 「５.財産等の状況」欄

ア 「⑴売掛金・貸付金等の状況」欄

売掛金・貸付金等について、売掛先等の名称、住所（所在地)、金額、回収予定日（手形の場合は支払期日)、種類及び回収方法を記載します。

① 「種類」欄には、売掛金、貸付金、未収金等の種類を記載する。

② 「回収方法」欄には、現金，振込み、手形、小切手等の回収方法を記載します。

イ 「⑵その他の財産の状況」欄

不動産、国債、株式等の有価証券及び車両など、所有している財産の種類、数量、所在地等を記載します。

また、「その他（保険等）」欄には、敷金、保証金、保険等の財産を記載します。

なお、速やかに現金化して納付に充てることができるものとして、「２現在納付可能金額」欄に記載した財産については、記載する必要はありません。

ウ　「⑶借入金・買掛金の状況」欄

借入先等の名称、借入金等の金額、月額返済額、返済終了（支払）年月、追加借入の可否及び担保提供財産等を記載します。

①　「月額返済額」欄には、毎月の平均的な返済額を記載します。

②　「返済終了（支払）年月」欄には、借入金の返済が終了する、又は買掛金等を支払う年月を記載します。

③　「追加借入の可否」欄には、借入の枠が残っているなど、追加借入ができる場合は「可」に、できない場合は「否」に○印を付けます。

④　「担保提供財産等」欄には、借入等のために抵当権を設定いるものなど、担保として提供している財産等を記載します。

「財産目録」の書き方

換価様式第　３号

収受印

「猶予申請書」を提出する日を記載してください。

財　産　目　録

令和　3　年　11　月　11　日

1.住所・氏名等

住　所 (所在地)	〒XXX-XXXX ○○市○○町X－X－X－1	事業場名・ 事業主氏名	株式会社丙山自動車　代表取締役 丙山 一

2.財産の状況

(1)　預貯金等の状況

金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額	金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額
手持ち現金	現金	500,000　円	○○信用金庫○○支店	普通	100,000　円
○○銀行○○支店	普通	200,000　円			円
同上	当座	500,000　円			円
			預　貯　金　等　合　計　(A)		1,300,000　円

(2)　売掛金・貸付金等の状況

売　掛　先　等　の　名　称　・　住　所		種　類	回収予定日	回収方法	売掛金等の額
AB運送株式会社	○○市○○区○○町XX	売掛金	3 ・11 ・30	振込み	2,500,000　円
有限会社CD商事	○○市○区○○町Y－Y	売掛金	3 ・12 ・10	手形	2,000,000　円
株式会社EFG	○○市○○○ZZ	貸付金	4 ・3 ・15	振込み	200,000　円
			・　・		円

(3)　その他の財産の状況

財　産　の　種　類		担保等	直ちに納付に充てられる金額
国債・株式等	割引国債	□	200,000　円
不動産等	工場の土地・建物(○○市○○町X－X－X－2)	☑	0　円
車両	事業用車両3台	□	0　円
その他財産 (敷金、保証金、積立金、保険等)	営業所敷金(1,000,000円)、○○銀行○○支店(定期預金5,000,000円)	☑	0　円
		合　計　(B)	200,000　円

(4)　借入金・買掛金の状況

借入先等の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了(支払)年月	追加借入の可否	担保提供財産等
○○銀行○○支店	15,000,000　円	350,000　円	X年　3月	可・否	工場の土地・建物、定期預金

この金額は、直ちに納付に充てることができる金額です。
「猶予申請書」の「納付すべき労働保険料等」の合計額からこの金額を差し引いた金額を「納付すべき保険料等のうち、換価の猶予を受けようとする金額」欄に記載します。

3.現在

①当座資金額(　(A)＋(B)　)	②当面の必要資金額(　(C)　)	③現在納付可能金額(　①－②　)
1,500,000　円	1,000,000　円	500,000　円

「②当面の必要資金額」の内容

項　目		金　額	内　容
支出見込	事業支出	5,500,000　円	仕入代金1,500,000円＋給与850,000円＋役員給与650,000円＋工場修繕費1,500,000円 借入金返済450,000円＋諸経費348,000円＋社会保険料等202,000円
	生活費 (個人の場合のみ)	円	【扶養親族　　人】
収入見込		4,500,000　円	事業収入(売掛金回収)：・AB運送株式会社　・有限会社CD商事
(支出見込)－(収入見込)(C)		1,000,000　円	マイナスになった場合は0円

※　各欄に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載して提出してください。

【記載内容】

1　「２.財産の状況」欄

この欄には、猶予申請書を提出する日現在における財産の状況を記載します。

ア　「⑴預貯金等の状況」欄

①　手持ち現金については、自宅や事務所等に保管している現金の額を記載します。

②　預貯金等については、金融機関等の名称及び支店名、預貯金等の種類（普通、当座、定期、貯蓄など）及びその金額を記載します。

③　手持ち現金及び預貯金等の額の合計を「預貯金等合計（A）」欄に記載します。

※　預貯金等のうち、借入の担保になっているものについては、「⑶その他の財産の状況」欄の「その他の財産（敷金、保証金、積立金、保険等）」欄に記載します。

イ　「⑵売掛金・貸付金等の状況」欄

売掛金・貸付金等について、売掛先等の名称、住所（所在地）、種類、回収予定日（手形の場合は支払期日）、回収方法及び金額を記載します。

①　「種類」欄には、売掛金、貸付金、未収金等の種類を記載します。

②　「回収方法」欄には、現金、振込み、手形、小切手等の回収方法を記載します。

ウ　「⑶その他の財産の状況」欄

①　「財産の種類」欄には、国債・株式等の有価証券、不動産等、車両など所有している財産をそれぞれの欄ごとに具体的に記載します。

②　「担保等」欄には、記載した財産に抵当権等の担保権が設定されている場合にチェック（☑）を付けます。

③　「直ちに納付に充てられる金額」欄には、記載した財産のうち、現金化することが容易で直ちに納付に充てられる財産の金額を記載し、その合計金額を「合計（B）」欄に記載します。

エ　「⑷借入金・買掛金の状況」欄

「財産収支状況書」の「５.財産等の状況」のウ「⑶借入金・買掛金の状況」欄の記載内容（⇒17 ページ）をご覧ください。

2　「３.現在納付可能金額」欄

ア　「①当座資金額（（A）＋（B））」欄

次の金額の合計額を記載します。

①　「⑴預貯金等の状況」欄の「預貯金等合計（A）」欄の金額

②　「⑶その他の財産の状況」欄の「合計（B）」欄の金額

イ　「②当面の必要資金額（(C)）」欄

次の「「②当面の必要資金額」の内容」欄において計算した金額を記載します。

①　「事業支出」欄

計画期間（※１）に支出する事業の継続のために必要不可欠な金額（※２）及びその主な内容を記載します（「財産収支状況書」の「３．今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」のイ「支出」欄の「①事業に係る支出」の記載内容（14 ページ）をご覧ください。）。

※１　申請書を提出する日から１か月以内において、最も資金の手当てが必要となる日までの支出として差し支えありません。

※２　計算期間を超える期間における支出であっても、そのために資金の手当てをしておかなければその事業を継続することができなくなるような支出については、必要最小限度の範囲内で金額に含めることができます。

②　「生活費（個人の場合のみ)」欄（納付義務者が個人事業主の場合のみ）

生活費の計算方法等については、「財産収支状況書」の「３．今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額)」のイ「支出」欄の②生活費（納付義務者が個人の場合のみ）の記載内容（⇒15 ページ）をご覧ください。

③　「収入見込」欄

計算期間内に入金予定の事業収入、給与収入、その他の収入金額及びその主な内容（給与収入の場合は支給者の名称・所在地、事業収入の場合は取引先の名称・所在地等）を記載します。

④　「(支出見込）－（収入見込）（C)」欄

支出見込額から収入見込額を控除した金額（マイナスの場合は、０円とします。）を記載し、この欄の金額を「②当面の必要資金額（(C))」欄に転記します。

ウ　「③現在納付可能金額（①－②)」欄

「①当座資金額（（A）＋（B）)」欄の金額から「②当面の必要資金額（(C))」欄の金額を差し引いた金額を記載します。

「③現在納付可能金額（①－②)」欄の金額は、直ちに納付に充てることができる金額であるため、できるだけ速やかに納付してください。

なお、納付がない場合は、猶予が不許可となることがありますので、ご注意ください。

「収支の明細書」の書き方

換価様式第 4号

収受印

「猶予申請書」を提出する日を記載してください。

収　支　の　明　細　書

令和　3　年　11　月　11　日

1.住所・氏名等

住　所 (所在地)	〒XXX-XXXX ○○市○○町X－X－X－1	事業場名・ 事業主氏名	株式会社丙山自動車　代表取締役 丙山 一

2.直前1年間における各月の収入及び支出の状況

年　月	①総収入金額	②総支出金額	③差額(①－②)	備　考
2 年 11月	5,200,000 円	4,405,000 円	795,000 円	
2 年 12月	5,050,000 円	4,152,000 円	898,000 円	
3 年 1月	4,900,000 円	4,100,000 円	800,000 円	
3 年 2月	5,400,000 円	4,275,000 円	1,125,000 円	事業用車両の売却代金として30万円の臨時的な収入があった。
3 年 3月	5,100,000 円	4,170,000 円	930,000 円	
3 年 4月	4,900,000 円	4,295,000 円	605,000 円	
3 年 5月	4,700,000 円	4,030,000 円	670,000 円	
3 年 6月	4,400,000 円	6,420,000 円	▲2,020,000 円	事業用機械の故障による修繕費として300万円の臨時的な支出があった。
3 年 7月	3,900,000 円	3,190,000 円	710,000 円	工場施設内の電気設備の定期点検費用として20万円の臨時的な支出があった。
3 年 8月	4,950,000 円	4,120,000 円	830,000 円	
3 年 9月	4,250,000 円	3,873,000 円	377,000 円	事業用車両3台分の車検費用として35万円の臨時的な支出があった。
3 年 10月	4,850,000 円	4,270,000 円	580,000 円	

3.今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

区　分		見込金額	区　分		見込金額
収入	売上	4,800,000 円	支出	仕入	1,500,000 円
		円		給与	850,000 円
		円		役員給与	650,000 円
		円		借入金返済	450,000 円
		円		社会保険料等(健康保険、厚生年金)	202,000 円
		円		諸経費	348,000 円
		円			円
		円			円
		円		生活費(扶養親族　人)	円
① 収入合計		4,800,000 円	② 支出合計		4,000,000 円
③ 納付可能基準額(①－②)		800,000 円			

【備考】

この欄に記載した金額を、裏面の「7.分割納付年月日及び分割納付金額」欄の「①納付可能基準額」欄に転記します（★部分)。

※　各欄に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載して提出してください。

〈裏面〉

4.今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額

内訳	内　　容	年　月	金　額
臨時収入	株式会社EFGへの貸付金の回収	4年　3月	200,000 円
		年　月	円
		年　月	円
		年　月	円
		年　月	円
		年　月	円
臨時支出	機械の老朽化による新規購入費用	4年　2月	450,000 円
	工場内電気設備の定期点検費用	4年　7月	200,000 円
		年　月	円
		年　月	円
		年　月	円
		年　月	円

5.今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等

年　月	税　目	金　額	年　月	税　目	金　額
令和3年11月	消費税及地方消費税(中間分)	800,000 円	令和4年5月	消費税及地方消費税(確定分)	800,000 円
令和3年12月	固定資産税第3期分	50,000 円	令和4年5月	固定資産税第1期分	50,000 円
令和4年1月	源泉所得税	120,000 円	令和4年7月	源泉所得税	120,000 円
令和4年2月	固定資産税第4期分	50,000 円	令和4年8月	固定資産税第2期分	50,000 円

6.家族(役員)の状況

続柄(役職)	氏　名	生年月日	収入・報酬(月額)(専従者給与を含む)	職業・所有財産等
代表取締役	丙山 一	明治 大正 (昭和) 平成 XX年 X月 X日	350,000 円	
取締役	丁 次郎	明治 大正 (昭和) 平成 XX年 X月 X日	300,000 円	
		明治 大正 昭和 平成 年 月 日	円	

7.分割納付年月日及び分割納付金額

納付年月日	①納付可能基準額	②季節変動等に伴う増減額	③臨時的入出金額	④国税等納付額	⑤分割納付金額(①+②+③−④)
令和3年 11月 30日	800,000 円	円	円	800,000 円	0 円
令和3年 12月 31日	800,000 円	▲500,000 円	円	50,000 円	250,000 円
令和4年 1月 31日	800,000 円	▲400,000 円	円	120,000 円	280,000 円
令和4年 2月 28日	800,000 円	▲300,000 円	▲450,000 円	50,000 円	0 円
令和4年 3月 31日	800,000 円	▲300,000 円	200,000 円	円	700,000 円
令和4年 5月 2日	800,000 円	円	円	円	324,139 円 ＋ 延滞金
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円	円

「納付年月日」欄及び「⑤分割納付金額（①＋②＋③－④)」欄については、猶予申請書の「納付計画」欄に転記します。

【記載内容】

1　「２.直前１年間における各月の収入及び支出の状況」欄

猶予申請書を提出する日の直前１年間における各月ごとの「①総収入金額」、「②総支出金額」及び「③差額①－②」を記載します。

また、「③差額①－②」欄の金額がマイナスのときは、金額の前に「▲」を付けます。

なお、臨時的な収入や支出があった月については、「備考」欄にその理由を記載します。

（参考）　「備考」欄の記載例

・ 損害保険の満期返戻金として 30 万円の臨時的な収入があった。 ・ 貯水タンク及び水道設備の修繕費用として 10 万円の臨時的な支出があった。

※　月次決算又は毎月の収支計算を行っていない場合は、直前の事業年度の決算に基づき記載して差し支えありません。

2　「３.今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄

猶予期間中における月単位の平均的な収入及び支出の見込金額を記載します。

「財産収支状況書」の「３．今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」のイ「支出」欄の記載内容（⇒14 ページ）をご覧ください。

3　「４.今後１年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」欄

今後１年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額について記載します。

ア　「臨時収入」欄

例えば不要不急資産の売却、新規借入や貸付金の回収等による臨時的な収入が見込まれる場合に、その内容、年月及び金額を記載します。

イ　「臨時支出」欄

例えば、事業の継続のためのやむを得ない設備・機械の購入等による臨時的な支出が見込まれる場合に、その内容、年月及び金額を記載します。

4　「５.今後１年以内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等」欄

今後１年以内に納付すべきことが見込まれる国税、地方税、社会保険料、労働保険料等について、その納付すべきこととなる年月、税目及び金額をそれぞれの欄に記載します。

※　源泉所得税や消費税及地方消費税について、毎月納付することが義務付けられている場合や社会保険料などは、「３．今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」の「支出」欄に記載します。

5　「６.家族（役員）の状況」欄

ア　納付義務者が法人の場合

全ての役員について、その役職、氏名、生年月日、報酬月額、所有財産等を記載します。

イ　納付義務者が個人事業主の場合

生計を一にする親族について、続柄、氏名、生年月日、収入金額（専従者給与を受

けている場合は、その金額)、職業・所有財産等を記載します。

6　「７.分割納付年月日及び分割納付金額」欄

ア　「納付年月日」欄

猶予期間中の各月の納付年月日を記載します。

イ　「①納付可能基準額」欄

「３.今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額)」欄の「③納付可能基準額（①－②)」欄に記載した金額を転記します。

ウ　「②季節変動等に伴う増減額」欄

「２.直前１年間における各月の収入及び支出の状況」欄のほか、例年の収支状況を基に、「３.今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額)」欄で算出した「③納付可能基準額（①－②)」と比較し、季節変動等に伴う増減額を記載します。

なお、減額する場合には、金額の前に「▲」を付けます。

エ　「③臨時的入出金額」欄

「４.今後１年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」欄を基に、納付年月における臨時的入出金額の合計額を記載します。

なお、減額する場合には、金額の前に「▲」を付けます。

オ　「④国税等納付額」欄

「５.今後１年以内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等」欄に記載した、納付月における国税及び地方税等の納付見込額を転記します。

カ　「⑤分割納付金額（①＋②＋③－④)」欄

各月ごとに、「①納付可能基準額」欄の金額から、「②季節変動等に伴う増減額」欄の金額及び「③臨時的入出金額」欄の金額を加算し、「④国税等納付額」欄の金額を減算した金額を記載します。

なお、最終納付年月日の「⑤分割納付金額（①＋②＋③－④)」欄には、「○○○円＋ 延滞金（※)」と記載します。

※　納付すべき労働保険料等の残額を記載します。

なお、延滞金が発生していない場合（督促状による督促を受けるより前に猶予の申請をする場合）には、延滞金と記載する必要はありません。

Ⅱ　納付の猶予

1　納付の猶予を受けることができる場合

次の①から④に掲げる要件の全てに該当する場合は、納付の猶予を受けることができます。

① 次に掲げるもののいずれかに該当する事実（納付義務者の責めに帰することができないやむを得ない理由により生じた事実に限ります。以下「猶予該当事実」といいます。）があること。

ア　納付義務者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと。（１号）（※１）

イ　納付義務者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。（２号）

ウ　納付義務者がその事業を廃止し、又は休止したこと。（３号）

エ　納付義務者がその事業につき著しい損失を受けたこと。（４号）（※２）

オ　納付義務者に上記アからエに類する事実があったこと。（５号）（※３）

② 猶予該当事実に基づき、納付義務者がその納付すべき労働保険料等を一時に納付することができないと認められること。

③ 「納付の猶予申請書」が管轄の労働局に提出されていること。

④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること。（※４）

※１　労働保険料等の納期限前に災害等により財産に相当の損失を受けた場合には、別途、被災者のための納付の猶予制度（災害による納付の猶予）があります。詳しくは、管轄の労働局にお尋ねください。

※２　「事業につき著しい損失を受けた」とは、納付の猶予を受けようとする期間の始期の前日以前の１年間（以下「調査期間」といいます。）の損益計算において、その直前１年間（以下「基準期間」といいます。）の利益の額の２分の１を超えて損失が生じていること（基準期間において損失が生じている場合には、調査期間の損失の金額が基準期間の損失の金額を超えていること）をいいます。

※３　「上記アからエに類する事実」のうち、エ（納付義務者がその事業につき著しい損失を受けたこと）に類するものとは、著しい損失を受けたとまではいえないものの、それに近い損失を受ける原因となった売上の著しい減少又は経費の著しい増加があったことをいいます。

※４　担保についての取扱いは、換価の猶予の申請の場合（⇒４ページの※３）と同様です。

2　猶予期間

納付の猶予を受けることができる期間は、１年（※）の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く労働保険料等を完納することができると認められる期間に限られます。

なお、納付の猶予を受けた労働保険料等について、申請者の財産や収支の状況に応じて、猶予期間中に分割して納付する方法によることを、労働局長が定めることがあります。

※　納付の猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に管轄の労働局に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長２年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

３　申請のための書類

納付の猶予の申請をする場合は、次の書類を管轄の労働局（※１、２）に提出してください。

※１　労働保険事務組合の委託事業に係る納付の猶予の申請は、事務組合を通じて行ってください。

※２　第２種特別加入者が猶予を希望する場合には、当該希望者が属する特別加入団体が申請手続を行ってください。ただし、猶予の審査については、個々の一人親方等について行うこととなるため、猶予を希望する一人親方等の氏名等を記載した別紙（猶予様式第１－２号－１）を、下記書類と併せて提出してください。

（１）猶予の審査のために必要となる書類

ア　猶予を受けようとする金額（※１）が 100 万円以下の場合

○　「納付の猶予申請書」（⇒28～31 ページ）

○　猶予該当事実があることを証する書類（※２、３）

○　「財産収支状況書」（※２）（⇒13～17 ページ）

イ　猶予を受けようとする金額（※１）が 100 万円を超える場合

○　「納付の猶予申請書」（⇒28～31 ページ）

○　猶予該当事実があることを証する書類（※２、３）

○　「財産目録」（⇒18～20 ページ）

○　「収支の明細書」（⇒21～24 ページ）

（２）担保の提供に関する書類

担保の提供に関する書類については、換価の猶予の申請の場合（⇒５ページ）と同様です。

※１　未確定の延滞金は含みません。

※２　災害、病気等により納付困難となった場合（１号、２号及び５号（１号又は２号に類する事実に限ります。）に該当する場合）に納付の猶予の申請をするに際して、これらの添付書類の提出を困難とするやむを得ない事情があるときには、管轄の労働局労働保険徴収課室にご相談ください。

※３　猶予該当事実があることを証する書類には、例えば次のようなものがあります。詳しくは、管轄の労働局にお尋ねください。

①　災害又は盗難（１号）のときは、罹災証明書、盗難の被害届の写しなど

② 病気又は負傷（２号）のときは、医師による診断書、医療費の領収書など
③ 事業の廃止又は休止（３号）のときは、廃業届など
④ 事業について著しい損失を受けた（４号）ときは、調査期間と基準期間のそれぞれの期間の仮決算書など

４ 申請等の審査などの手続

Ｉ 換価の猶予の「４ 提出された申請書等の審査」から「７ 猶予の取消し又は猶予期間の短縮」まで（⇒６～８ページ）の手続と同様となります。

猶予様式第１－２号「納付の猶予申請書」の書き方

猶予様式第１－２号

猶予該当事実の種類（1号～5号）を記載してください。
※５号の場合には、第〇号類似か記載してください。

この申請書を提出する日を記載してください。

郵便番号、住所（所在地）及び氏名（名称）、固定電話、携帯電話番号を記載してください。
※　申請者が法人である場合は、法人の所在地及びその代表者の住所並びに職名・氏名を記入してください。申請者が個人事業主である場合は、自宅の住所及び事業場の所在地並びに氏名及び屋号を記載してください。

「猶予期間の開始日」から「納付計画の最終日」及びその期間を記載します。
※　「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日です。ただし、納付すべき労働保険料等の納期限以前にこの申請書を提出する場合は、納付すべき労働保険料等の納期限の翌日を「猶予期間の開始日」とします。

「納付すべき労働保険料等」の合計額から「財産収支状況書」の「２.現在納付可能金額」欄又は「財産目録」の「３.現在納付可能金額」欄の「現在納付可能金額」を差し引いた金額を記載します。
なお、猶予を受けようとする金額は、猶予該当事実があったことによる支出又は損失の額を限度とします。

「財産収支状況書」の「４.分割納付計画」欄又は「収支の明細書」の「７.分割納付年月日及び分割納付金額」欄から転記します。

欄には記載しないでください。

理番号	納	

納付の猶予

収受印

令和　3 年 11 月 11 日

〇〇 労働局長　殿

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30
保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係
法律第[illegible]条第1項の規定により準用される場合を
2項第 4 号（第5号の場合、第＿＿号類似）の

申請者		
労働保険番号	府県	所
	X X	X
住所（所在地）	〒×××－×××× 〇〇市〇〇町×－×－×　（代表者住所：〇〇市〇区〇〇町Z－Z）	
事業場名・事業主氏名	株式会社丙山自動車　代表取締役　丙山　一	
電話番号	0XX－XXX－XXXX	携帯電話　0X0－XXXX－XXXX

納付すべき労働保険料等	年度	期	納期限	労働保険料	一般拠出金	延滞金	滞納処分費	備考
	3	全期	3.7.12	1,633,165 円	970 円	法律による金額 円 要	法律による金額 円	
納付すべき保険料等のうち、納付の猶予を受けようとする金額					1,470,000 円	〃	〃	

納付の猶予を受けようとする期間	令和３年　11月　11日　から　令和４年　5月　2日　まで　6月間
猶予該当事実の詳細	令和2年11月期は500万円の利益があったが、令和3年7月ごろから主要取引先からの受注が無くなったこと等から、令和3年11月期は400万円の損失となってしまった。
一時に納付することができない事情の詳	令和3年11月期の損失400万円のうち、令和2年11月期の利益額500万円の2分の1の金額250万円を超える部分である150万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。

☑ 無

納付計画	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
	令和3.11.30	230,000 円	令和4.3.31	250,000 円		円
	令和3.12.31	230,000 円	令和4.5.2	290,000 円 ＋延滞金		円
	令和4.1.31	270,000 円		円		円
	令和4.2.28	200,000 円		円		円

添付する書類欄		
☑ 猶予該当事実証明書類		☐ 財産収支状況書
☑ 財産目録	☑ 収支の明細書	☐ 担保関係書類
☐ その他（　　）		

【記載内容】

１　「申請者」欄から「納付すべき労働保険料等」欄まで

記載方法については、「換価の猶予申請書」の「申請者」欄から「納付すべき労働保険料等」欄まで（⇒10 ページ）と同様です。

なお、申請の根拠となる規定（「国税通則法第 46 条第２項○号」）については、猶予該当事実の種類ごとに異なりますので、「１　納付の猶予を受けることができる場合」（⇒25 ページ）に従い、該当する号（※）を記載します（次ページ《「猶予該当事実の詳細」欄及び「一時に納付することができない事情の詳細」欄の記載例》参照）。

※　第５号の場合、どの号に類似するかを「第○号類似」に記載します。

２　「納付すべき保険料等のうち、納付の猶予を受けようとする金額」欄

「納付すべき労働保険料等」の合計額から「財産収支状況書」（⇒13 ページ）の「２．現在納付可能金額」欄の「現在納付可能金額」を差し引いた金額を記載します。

※　猶予を受けようとする金額（未確定の延滞金は含みません。）が 100 万円を超える場合には、「財産目録」（⇒18 ページ）の「３．現在納付可能金額」欄の「③現在納付可能金額（①－②）」を差し引いた金額を記載します。

なお、猶予該当事実があったことにより納付義務者が支出し、又は損失を受けた金額（支出又は損失に対応して受領した保険金、補償金、賠償金等がある場合には、その受領した金額を、支出した又は損失を受けた金額から差し引きます。）が、猶予を認められる限度額となります。

（参考）記載例

250,000 円	－	50,000 円	＝	200,000 円（①）
（納付すべき労働保険料等の合計額）		（現在納付可能金額）		（納付を困難とする金額）
620,000 円	－	320,000 円	＝	300,000 円（②）
（治療費及び入院費）		（受領した保険金）		（猶予該当事実があったことによる支出又は損失）

300,000 円（②）　＞　200,000 円（①）　⇒　<u>200,000 円</u>

（この欄に記載する金額）

※　「納付を困難とする金額」の方が「猶予該当事実があったことによる支出又は損失」の金額より大きい場合は、「猶予該当事実があったことによる支出又は損失」の金額を、納付の猶予を受けようとする金額としてこの欄に記載します。

３　「納付の猶予を受けようとする期間」欄

「猶予期間の開始日」（※）から「納付計画の最終日」及びその期間を記載します。

※　「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日ですが、次に掲げる場合にはそれぞれの日となります。

・申請書を提出する日が猶予を受けようとする労働保険料等の納期限以前である場合には、納期限の翌日が「猶予期間の開始日」となります。

・災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、申請書を提出

した日にかかわらず、猶予該当事実が生じた日を「猶予期間の開始日」とすることができます。

４　「猶予該当事実の詳細」欄

猶予該当事実の詳細を記載します。

５　「一時に納付することができない事業の詳細」欄

猶予該当事実があったことにより、納付義務者が資金の支出をし、又は損失を受け、その支出又は損失があることが一時に納付することができないことの原因になっている事情の詳細を具体的に記載します。

（参考）「猶予該当事実の詳細」欄及び「一時に納付することができない事情の詳細」欄の記載例

猶予該当事実の種類	「猶予該当事実の詳細」欄	「一時に納付することができない事情の詳細」欄
災害等（１号）	令和元年９月○日、台風○号により、店舗が床上浸水となった。そのため、店舗の復旧までの間、営業を行うことができなかった。	店舗の床上浸水のため、復旧して営業を再開するまで 10 日間を要した。そのため、その間の売上利益に相当する 50 万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。
病気・負傷（２号）	令和２年４月に交通事故に遭い、同月から３か月間○○病院に入院し、その後も通院している。	○○病院に治療費及び入院費として、令和２年４月から令和２年８月までの間に合計 89 万円を支払い、××生命保険から保険金 26 万円を受領しているため、差引金額である 63 万円が、猶予該当事実があったことによる支出となっている。
事業の休廃止（３号）	近隣に大型店舗が進出したことにより、令和２年１月から３月までの売上が前年比 70%減となるなど業績が著しく悪化したため、令和２年４月に従業員を全員解雇し、衣料品販売業を廃業した。	廃業に伴い、在庫商品を原価割れで売却したことによる損失 67 万円及び従業員３人を解雇した際に支払った退職金の合計 135 万円を合わせた 202 万円が、猶予該当事実があったことによる支出又は損失となっている。

事業上の 著しい損失 （４号）	平成 31 年３月期は 250 万円の利益があったが、令和元年６月から主要取引先である〇〇社からの受注がなくなったこと等から、令和２年３月期は 150 万円の損失となってしまった。	令和２年３月期の損失 150 万円のうち、平成 31 年３月期の利益金額 250 万円の２分の１の金額 125 万円を超える部分である 25 万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。

６　「担保」欄

記載方法については、「換価の猶予申請書」の「担保」欄（⇒11 ページ）と同様です。

７　「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄

記載方法については、「換価の猶予申請書」の「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄（⇒11 ページ）と同様です。

８　「納付計画」欄

「財産収支状況書」（⇒13 ページ）の「４.分割納付計画」欄から転記します。

※　猶予を受けようとする金額（未確定の延滞金は含みません。）が 100 万円を超える場合には、「収支の明細書」（⇒21 ページ）の「７.分割納付年月日及び分割納付金額」欄の「納付年月日」欄及び「⑤分割納付金額（①＋②＋③－④）」欄を転記します。

（参考）　１年以内に完納が見込まれない場合の取扱い

猶予を受けようとする労働保険料等の完納までに要する期間が１年を超えると認められる場合においては、１年間について納付の猶予を行うものとします。この場合において、その納付が１年を超える部分の労働保険料等は、猶予期間の最終日に納付予定としておくものとします（⇒12 ページ）。

なお、猶予を許可された場合であって、現実に１年以内に完納するこができないと見込まれる場合には、おおむね猶予期限の１か月前までに「納付の猶予期間延長申請書」（猶予様式第 13 号）を提出してください（※）。

※　記載方法や必要な添付書類については、換価の猶予を申請する場合と同様です。

９　「添付する書類欄」

記載方法については、「換価の猶予申請書」の「添付する書類」欄（⇒12 ページ）と同様です。